

千葉県入札監視委員会平成19年度 臨時会議 審議概要

|                      |   |        |
|----------------------|---|--------|
| 開催日及び場所              | 平成20年2月21日(木) 県土整備部会議室  |        |
| 委員                   | 小野 理恵(千葉大学法経学部准教授)<br>高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授)<br>服部 岑生(千葉大学大学院教授)<br>藤井 一(弁護士)<br>丸山 英氣(中央大学法科大学院教授)<br>(敬称略・五十音順)<br>委員長 委員長代理 |        |
| 審議対象期間               |   |        |
| 審議内容                 | 談合情報に対する対応について<br>(1)千葉県における入札・契約制度の改善状況について<br>(2)談合情報対応マニュアルについて<br>(3)予定価格の積算について                                      | 備考     |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問   | 回答     |
|                      | 別紙のとおり  | 別紙のとおり |
| 委員会による建議の内容          | なし  |        |

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3116

別 紙

| 意見・質問  | 回 答  |
|--|--|
| <p><b>談合情報に対する対応について</b><br/><b>(1)千葉県における入札・契約制度の改善状況について</b></p> <p>一般競争入札の件数を増やすと落札率は下がるのか。</p> <p>一般競争入札を増やせば落札率が下がるなら、その他の入札方式のときに何かあるのかもしれない。</p> <p>低入札で落札された工事の品質は大丈夫なのか。一般競争入札を増やし、落札率が下がると手抜き工事が増えないか。</p> <p><b>(2) 談合情報対応マニュアルについて</b></p> <p>談合情報の内容はどのようなものか。</p> <p>談合情報を警察に通報した後、どのような対応をとっているのか。</p> <p>談合情報通報後、警察がどのような動きをとるかという取り決めのようなものはないのか。</p> | <p>競争性が高まるため全国的には下がっている。</p> <p>福島県が250万円以上を一般競争入札としたら、地元の業者で潰れた者が多く、500万円未満を指名競争入札に戻したというケースもありますが、一般競争入札は談合がしにくく、落札率は下がる傾向にある。</p> <p>危惧はあるが、千葉県ではまだ報告されていない。</p> <p>どの業者が落札するか、というような内容である。</p> <p>通報後、警察や公正取引委員会がどのような動きをしているのかは問い合わせても回答がないのでわからない。</p> <p>現在のところはない。</p> |

| 意見・質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>警察がどのような動きをしているのかは、立場があるので問い合わせても答えないだろうが、協力体制のようなものを作るのが先だろう。公正入札調査委員会のメンバーに警察は入っていないのか。</p> <p>談合情報によって調査を行った結果、談合のあるなしがはっきりしない場合は、入札が執行されている。マニュアルの見直しをしてはどうか。疑わしいときは入札を取りやめる方向でどうか。通報者が匿名であったとしても、重要なのは情報の中身で、具体性がある情報であれば取り上げるべきではないか。</p> <p>工事に携わっている人が最終判断をするのはやめたほうがいいのか。</p> <p>指名競争入札で談合情報があった場合は、一般競争入札に切り替えることは不可能なのか。談合情報対応マニュアルのフロー図を見ていると、「調査に値しない」という方向に流れたくるように思う。</p> <p>このマニュアルは公開しているのか。</p> | <p>入っていない。</p> <p>今後検討してゆく。ただし、むやみに入札の中止をすると工事が遅れ、結果的に県民が不利益をこうむることがあるので慎重に行う必要がある。</p> <p>現在の千葉県の姿勢としては、談合情報があった場合、まず調査を実施するという方向である。また、発注者サイドの調査だと工事をする方向に流れていきがちだ、という意見と受け止める。工事と関係ない人でチームを組んで調査するシステムも考えられる。</p> <p>公開している。</p> |

| 意見・質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>談合には予防と回復という二つの側面がある。新聞で全国の談合の事例を調べてみたが、談合とは見つけにくいものだと感じた。県の工事として談合が見つかり事件となったものは、この四年間にはない。談合の事例が少ないのだから、過去の例を精査して予防策を立てることは難しい。だから回復ということで考えたとき、工事が終わった後に談合が発覚した場合のペナルティはあるのか。また、談合にかかわった人からの通報を奨励するようなシステムはないか。</p> <p><b>(3) 予定価格の積算について</b><br/>特に意見なし</p> | <p>指名停止という形でのペナルティはある。また、国では、談合した業者が自主的に申し出ると課徴金を免除する制度がある。</p> |

## 委員講評

談合を防止するということを考えたとき、昨年10月の制度改善で、一般競争入札を拡大したということは評価できる。

談合情報対応マニュアルはよくできていると思う。制度そのものを変えることを考えるより、今あるものを厳格に適用してほしい。

県でできる範囲でやってほしい。また、疑わしいものは中止するというのも有効な手段だろう。